

## 常葉都市計画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

〔常葉都市計画区域マスタープラン〕



市街地越しに鎌倉岳・館公園

福 島 県

# 目 次

<b>1 . 基本的事項</b> .....	<b>1</b>
1 ) 対象区域.....	1
2 ) 目標年次.....	1
<b>2 . 都市計画の目標</b> .....	<b>2</b>
1 ) 都市の現状と課題.....	2
2 ) 都市づくりの理念.....	4
3 ) 当該都市計画区域の広域的位置付け.....	7
4 ) 保全すべき環境や風土の特性.....	7
<b>3 . 区域区分決定の有無</b> .....	<b>9</b>
1 ) 区域区分の有無とその理由.....	9
2 ) 都市的土地利用の規模.....	9
<b>4 . 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>10</b>
1 ) 主要用途の配置方針.....	10
2 ) 土地利用の方針.....	11
<b>5 . 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>13</b>
1 ) 交通施設.....	13
2 ) 下水道および河川.....	13
<b>6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針</b> .....	<b>15</b>
1 ) 主要な市街地開発事業の決定の方針.....	15
<b>7 . 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針</b> .....	<b>16</b>
1 ) 基本方針.....	16
2 ) 主要な公園緑地の配置方針.....	17
3 ) 実現のための具体の都市計画制度方針.....	17

## 1. 基本的事項

### 1) 対象区域

本区域は、田村郡常葉町の一部、445haである。

区 分	市町村	範 囲	規 模
常葉都市計画区域	常葉町	行政区域の一部	約445 ha
合 計	1町		約445 ha

### 2) 目標年次

都市計画区域マスタープランは、長期的な視点に立った都市づくりを進めるための指針として策定することから、平成12年度を基準とし、概ね20年後の平成32年を目標年次と定める。

ただし、都市の成長管理という視点から、人口や産業の動向を踏まえ柔軟性が保たれるべき以下に掲げる事項については、10年後の平成22年を目標年次と定める。

なお、当計画は社会経済状況の変化などに対して柔軟性を確保するため、必要に応じて見直しの検討を行うものとする。

- ・都市的土地利用の規模
- ・都市施設や市街地開発事業の整備目標
- ・主要な緑地の確保目標

## 2. 都市計画の目標

### 1) 都市の現状と課題

#### 広域的視点から見た現状と課題

本区域は、阿武隈川水系大滝根川の上流域に位置しており、大滝根山、桧山、鎌倉岳、殿上山、移ヶ岳など豊かな自然環境を有している。

阿武隈川水系の上流域として、流域全体を視野に入れ、山林の保全に努めるとともに、水環境の保全が必要である。

また、阿武隈高地に抱かれた中山間地として、新たな都市との交流スタイルを構築し、自然や生活文化を次世代へと継承することが必要である。

#### 土地利用に関する現状と課題

江戸時代には、中通りと浜通りを結ぶ相馬街道の中間に位置していたことから、宿場町として発展し、定期的に市が開催された。昭和 31 年、宿場町から発展した中心部に大火が発生し、住宅 500 棟余りが焼失した。その後、直ちに都市計画によって復旧され、現在も往時の姿を留めている。

また、本区域を含む常葉町は、昭和 30 年代から人口が減少を続け、全国的な人口減少社会の動向を踏まえると今後も人口減少が続くと見込まれる。

そのため、人口の減少を抑制し常葉町の生活中心地区として機能するため、農地及び森林と調和を図り都市的土地利用を進める必要がある。

大火後普及された、一般国道 288 号及び役場周辺に人口や店舗などが集積しており、その周辺は農地が広がっている。都市的土地利用については、生活拠点として一般国道 288 号及び役場周辺の中心市街地地区における、商業・行政の都市機能の充実を図るとともに、その周辺に世帯分離に伴う新たな宅地の確保が必要である。

#### 都市施設に関する現状と課題

区域内を東西に一般国道 288 号が通っている。田村地方及び県中地域生活圏の各都市との連携を強化するため、一般国道 288 号、県道などの道路網のネットワークの強化が必要である。中心市街地においては、定住基盤形成に向けた区画道路の整備が必要である。

本区域は、人口が減少傾向にあり、さらに少子高齢化が福島県の平均を上回るペースで進行していることから、高齢者をはじめとする住民の暮らしを支え、暮らしの利便性の向上を図るため、ユニバーサルデザインを導入した歩行空間形成などの社会基盤の整備を推進する必要がある。

現在、大滝根川流域下水道の整備が進められている。今後も、阿武隈川水系一帯の生活環境を守るため、下水道整備による水環境保全を図ることが必要である。

また、区域内を東西に大滝根川が流れている。そのため、安全性を高め身近なレクリエーションの場となる河川空間整備が必要である。

### **市街地開発事業に関する現状と課題**

本区域の宅地の開発としては、工業団地造成事業や民間による住宅団地開発などが実施されている。

### **自然環境の整備又は保全に関する現状と課題**

本区域は、阿武隈高原中部県立自然公園をはじめとした豊かな自然に恵まれ、阿武隈川水系及び夏井川水系の水源地となっている。

今後も、流域全体を視野に入れて、阿武隈高地の自然環境の保全及び水質の保全を図ることが必要である。

農地や森林については、農業経営の安定と食糧の安定的供給を図るため、また森林については水資源のかん養機能、地球温暖化の防止機能などその多様な機能の発揮、良好な田園風景の維持などを図るため、保全に努める必要がある。

## 2) 都市づくりの理念

### 基本理念

# 「まとまりある市街地を維持し、中山間地域の生活を支える都市づくり」

山間の宿場町を起源に計画的に創り上げられたまとまりのある市街地を維持し、高齢者をはじめ誰もが住みやすく利用しやすい都市づくりに取り組む

区域内を横断する一般国道 288 号による地域連携、市街地内の生活サービス機能を充実し、豊かな自然を守り育む中山間地域の生活を支える都市づくりに取り組む



こどもの国ムシムシランド



カブトムシ自然王国



国道288号沿線街並み

### 大規模な地形の形質変更に対する考え方

阿武隈川水系の上流域として、水源かん養機能や自然災害発生防止機能などの森林機能が十分に発揮されるよう、本区域の森林の保全・育成を図る必要があるため、大規模な地形の改変は行わないことを基本とし、自然を生かした学習及びレクリエーションなどの交流の場を形成する場合は、自然の地形や植生を十分に生かした地形の改変にとどめるものとする。

### 隣接市町村との空間的結びつきの考え方

本町は阿武隈高地の丘陵地帯で起伏の多い山間地帯に位置しており、東南側に阿武隈高地の最高峰である大滝根山（1,192m） 桧山（992m） 東北側に鎌倉岳（967m） 殿上山（810m） 北側に移ヶ岳（994m）が位置し、隣接する大越町、滝根町、川内村、都路村、船引町北部とこれらの山並みにより分断されているが、船引町中心部とは、大滝根川沿いの狭い平地により結びついている。

これら自然地形による分断は、そのものが地域性を表している要素であり、隣接町村とは道路網の充実による連携・交流を深めながらも、将来にわたり守り続けて行くこととする。

### 自然環境の保全に対する価値観

本町には、阿武隈高原中部県立自然公園に指定されている大滝根山山麓をはじめ、移ヶ岳、鎌倉岳、桧山など隣接町村との境界に位置する山々の稜線が分水嶺となって阿武隈川水系大滝根川とその支流の上流域を形成している。

この阿武隈高地の森林地域は、林業の生産機能、土砂流出などの自然災害発生を防止する機能を有しているとともに、水源かん養の機能を有しており常葉町をはじめ阿武隈川流域共有の財産と位置付け、保全・育成を図ることを基本とする。

本区域内の狭小な平地を流れる大滝根川については、昔から身近な水辺として親しまれてきたことから、治水安全度の向上を図りつつ、ゆとりとうるおいの空間として利用を考える。

### 人口配置の考え方

本区域内においては、一般国道 288 号及び役場周辺の中心市街地への人口の集積に努めるとともに、既存集落においては、地区の産業やコミュニティの維持を図るため人口の維持に努める。

### 市街地の適正規模に関する考え方

本区域においては、一般国道 288 号及び役場周辺に中心市街地が形成されており、その他は小規模な集落や丘陵地を造成した住宅団地が点在する。

人口減少社会が現実的なものとなるなかで、ゆとりある居住空間を求める若年層の欲求と高齢社会における核家族化の弊害を解消するために、現在の中心市街地の再構築と農地の保全に配慮しつつ、中心市街地周辺への市街地拡大を進め、低密度ながらもまとまりのある中心市街地を形成する。

また、既存集落においては、世帯分離による宅地の増加が多少見込めるものの、市街地形成を図ることは考えない。丘陵地を造成した住宅団地についても同様に、市街地形成を図ることは考えない。

### **農地・農業に関する考え方**

大滝根川及びその支流や一般国道 288 号周辺に広がる平地は、本区域の貴重な農地であり、その大部分が農業振興地域の整備に関する法律における農用地区域の指定がなされている。

今後も都市と調和した中山間地として、農業生産基盤を守り続けることを前提に、世帯分離などへの対応も含め、豊かに住み続けることができる居住環境の確保を進める。

### **土地利用整序の考え方**

本区域内においては、中心部が昭和 31 年大火後の街路整備により街区が整備された経緯があり、まとまった中心市街地が形成されている。

中心市街地以外の平地は、既存の集落や宅地、もしくは農業振興地域の農用地区域に指定されており、その他の丘陵地形は概ね地域森林計画対象民有林に指定されている。

今後とも、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の適切な運用により、農地内や森林内の無秩序な宅地化を防止し、その上で中心市街地周辺における宅地化を進める際には、適切な街区を計画的に形成する。

また、工場と住宅の混在による都市的課題などもみられず、今後とも工場誘致が飛躍的に行われる可能性が少ないものの、今後の工場立地などに対しては、山林を切り崩す事無く、また農業振興地域の整備に関する法律に基づき農業環境が損なわれないように規制を図る。

### **都市防災（市民のリスク分担）の考え方**

狭小な道路の沿道への住宅の張付きは、火災時の消防活動を阻害する要因となることから、一定程度の集積を進める中心市街地の拡大に際しては、都市基盤の計画的な整備と同調した街区形成を徹底するとともに、建物の不燃化を推進する。

また、区域内を蛇行しながら東西へ流れる大滝根川について、効率的な農業基盤の形成や宅地の供給のために安易に河道の変更を行う事は考えないものとする。ただし、本区域は限られた土地の中で農地、宅地、山林などが存在し、それら土地利用の調整のもとやむを得ず河道の変更を行う場合は、その後のリスクを住民もしくは地権者が共有することを基本とする。

そのように、河道変更、丘陵地造成などを行う場合には、自然の前では人間の技術が及ばないことを共通理解とした上で土地利用を図るものとする。

また、洪水ハザードマップやIT（情報通信技術）を活用した情報提供ネットワークの構築などにより危険地域についての情報の周知を徹底する。

### 都市施設の整備・配置に関して基となる考え方

都市施設については、交流ネットワークに資する施設など、住民の生活を支え、都市の利便性を向上させ、良好な都市環境を確保するために必要なものを、地域住民の参加・協力のもとに土地利用や他の計画との整合性、一体性に配慮して配置することとする。

人口が集積している中心市街地においては、整備が進んでいる既存の都市施設を活用し、ユニバーサルデザインの理念に基づき再構築するなど、時代に対応した生活を営むための整備に努める。

### 3) 当該都市計画区域の広域的位置付け

大滝根山、桧山、鎌倉岳、殿上山、移ヶ岳など町を取り囲む山林の自然環境を守り、育み、中山間の豊かな生活を再認識し、流域下水道、生活道などの整備を進め、生活環境の充実を図るとともに、隣接町村と連携し豊かな自然を生かしたグリーンツーリズムなど新たな都市との交流スタイルを構築し、次世代へと継承することが望まれている。

通勤や高等学校以上の通学、買回り品の購買先は、隣接する船引町、三春町、そして郡山市に頼るところが多く、今後もそれら田村郡内及び県中生活圏の中心都市との役割分担を維持しながら、豊かな自然に恵まれた居住地として位置付けられる。

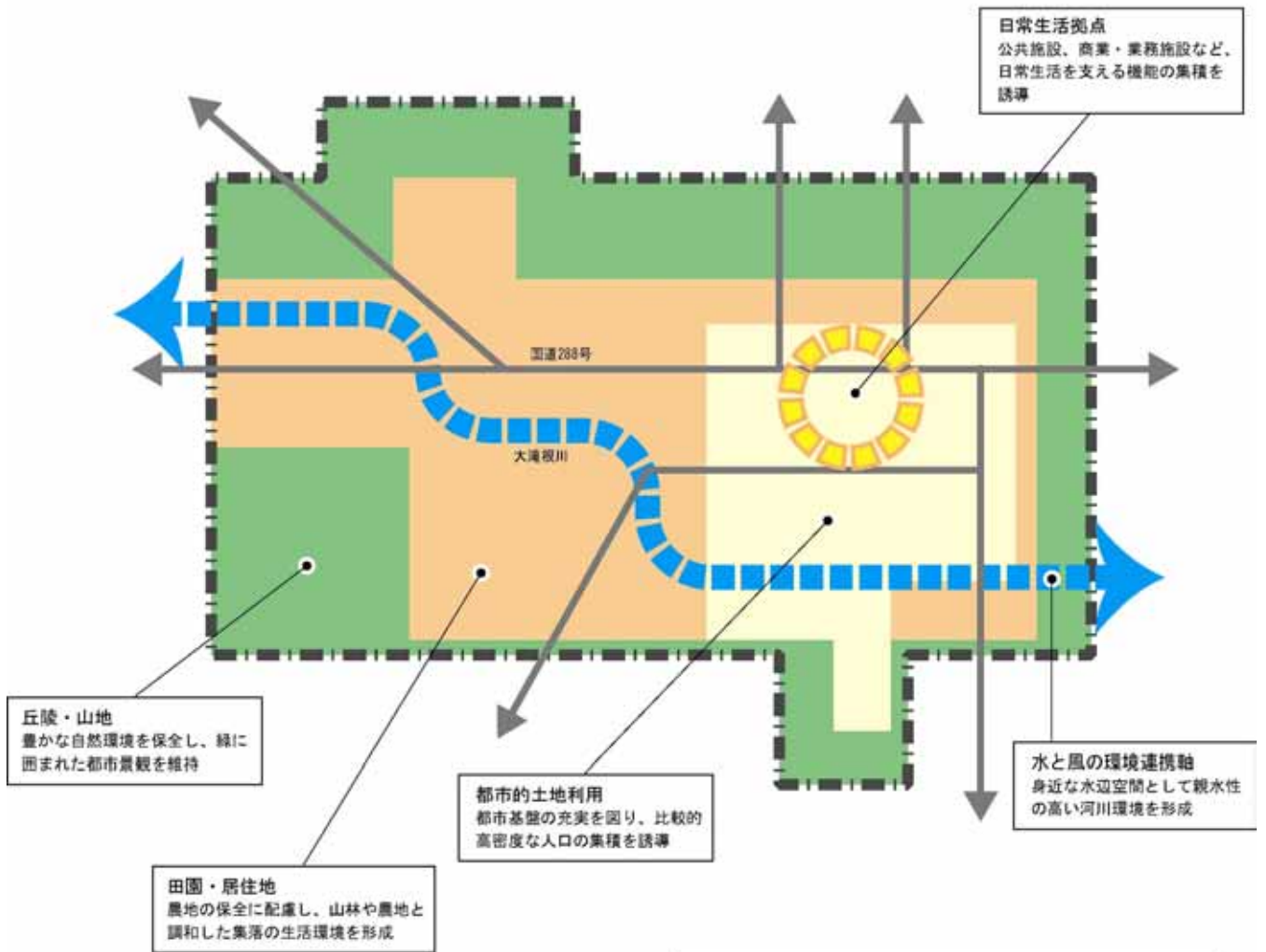
その上で、都市計画区域においては、貴重な農地の保全と、中心市街地をはじめとした宅地の有効利用、日常生活の拠点性向上を進めることが望まれている。

### 4) 保全すべき環境や風土の特性

大滝根山、鎌倉岳、移ヶ岳、桧山、殿上山などの阿武隈高地の山々、阿武隈川水系大滝根川、桧山川などの河川は、住民並びに阿武隈川流域の共有の財産と位置付け、景観、生態系の適切な保全に努める。

特に、大滝根山、鎌倉岳は町を代表する住民の原風景であり、自然公園法や森林法による保全に努めることとする。

また、河川や農地、宅地を取り囲む山々は、里山として周辺と一体となった生態系が形成されており、身近な循環の輪を今後とも守りつづけることとする。



都市構造図（参考）

### 3. 区域区分決定の有無

#### 1) 区域区分の有無とその理由

##### 区域区分の有無

本区域では、区域区分を定めない。

##### 判断理由

本区域は、標高 500～600mの丘陵地の中を東西に流れる阿武隈川水系大滝根川の細長い沖積層の平場に農地が広がり、その中に役場周辺をはじめコンパクトな集落が点在しており、市街地発展の地形的制約が強い中でも地形の改変を伴う市街化（宅地化）は必要になってくる。

しかし、隣接町村から連続的に市街地が伸びることは考え難く、農業振興地域の整備に関する法律、森林法の規制のもと農地や山林を守ることが可能であり、都市計画法による区域全体を対象とした土地利用規制の必要性は低い。

中心市街地を中心に人口の集積がみられ、その周辺には新築建物の分布がみられるが、農業振興地域整備に関する法律、森林法などの規制によって、まとまりのある市街地が形成されている。また本区域の人口は減少傾向で推移すると見込まれることなどから、都市計画法による区域全体を対象とした土地利用規制の必要は低い。

工場も区域内に立地しているが、それによる問題も発生しておらず、また近年は新たな立地はみられず、今後とも工場誘致が飛躍的に行われる可能性も低いなど、第2次産業などを対象とした土地需要に基づく市街化の管理の必要性も低い。

広域的な位置付けをみても、田村郡の中心都市である三春町、船引町、県中生活圏全域の中心都市である郡山市に高次の都市的機能を求め、連携と交流を深めることで自然豊かな居住地として、またゆとりと潤いを求めて来訪する新たな都市との交流スタイルを築く地域であり、区域内を2分し市街化の促進と抑制を進める必要性は低い。

さらに、急傾斜地崩壊危険地区や地すべり防止区域などの危険区域の宅地化に対して、ハザードマップなどの情報提供により、新たに土地利用規制・誘導を行うことなく、行政とともに住民、事業者が宅地化の抑制に努める。

以上の理由により、常葉都市計画区域においては、区域区分を定めないこととする。

#### 2) 都市的土地利用の規模

本区域の人口フレーム、産業フレームは、今後も減少傾向で推移することが見込まれることから、都市的土地利用の規模は、現状の規模を維持することが可能と考えられる。

## 4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針

### 1) 主要用途の配置方針

#### 商業業務地

中心市街地における一般国道 288 号沿道の商業地は、住民の最寄品を中心とした商店街機能の充実を進め、周辺の公共公益施設などによる都市的サービスのより一層の集積などとの相乗効果により、魅力があり多くの住民が集まる中心商店街の形成を進める。

#### 工業・流通用地

昭和 39 年に制定された工場誘致条例に基づき、製造事務所を中心に企業誘致が進められ都市計画区域内に点在立地している。

工場と住宅の混在による都市的課題は発生しておらず、また近年は新たな立地も無く今後とも工場誘致が飛躍的に行われる可能性が少ないため、工業団地などの積極的な配置・整備は考えないが、新たな立地企業に対しては、自然地形や植生の保全を前提に、他法による土地利用規制に従い適正な土地の確保に努めることとする。

#### 住宅地

一般国道 288 号及び役場周辺の中心市街地内の住宅地については、人口集積がみられる住宅地として、また職住一体となった商業地として位置付けられ、今後とも公共施設などによる都市機能の充実、防災性の向上に努めるとともに、高齢者や世帯分離に伴う若年層の住宅供給を促進し、住み続けることができる環境の形成を図る。

都市計画区域西部の既存集落や造成整備された住宅団地については、人口減少が予測される中において、農業振興地域の整備に関する法律、森林法などの土地利用規定を遵守し、地目変更を伴う宅地化を抑制し一定程度の人口集積を進めることにより、居住環境の向上に資する都市施設整備を促進する。

#### 公共公益施設地

中心市街地の一般国道 288 号を中心に、南に町役場、体育施設、北に小中学校、健康福祉施設がコンパクトに配置されており、中心市街地への人口集積による公共投資の効率化、中心商店街の魅力向上などと連携を図り、より一層公共施設の充実・立地を促進する。

## 2) 土地利用の方針

### 居住環境の改善又は維持に関する方針

公園・緑地などのオープンスペースの確保、中心市街地周辺における区画道路の整備による街区形成など、総合的な改善を推進し、安全で快適な居住環境の形成に努める。

特に、人口減少の進行による空家、空地の発生が懸念される中、中心市街地及びその周辺においては新たなゆとりある居住環境の再構築を促進する。また、高齢化社会に対応し誰もが安全に・快適に利用できるよう、既存都市施設の再整備を進める。

### 都市内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

区域内を東西に流れる大滝根川は、昔から身近な水辺の遊び場として親しまれてきており、2箇所の都市公園と1箇所の町民グラウンドなどとの配置や機能・役割分担を検討し、河川空間と連携した身近なレクリエーションの場としてオープンスペースの整備を促進し、緑の維持・創出を図る。

### 優良な農地との健全な調和に関する方針

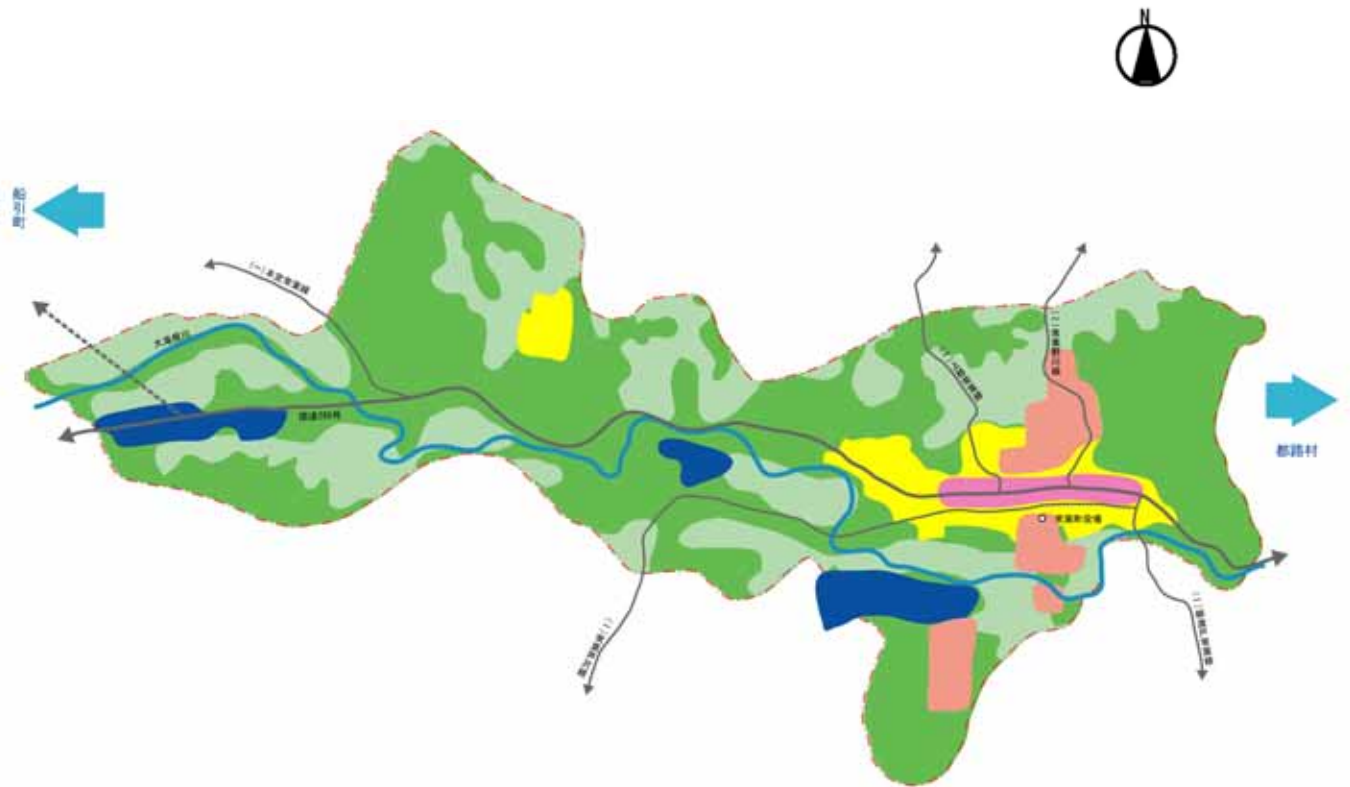
中心市街地や既存集落の周辺に存在する農地は、今後も農業生産地として期待されており、人口減少が予測される中において都市化（宅地化）を進めることは考えない。

また、農業生産性の高い集团的農地は優良な農地として保全するものとする。

ただし、地域コミュニティの維持、既存社会資本の有効活用などの視点から、世帯分離などによる新たな宅地需要がある場合は、農業振興地域の整備に関する法律の適正な運用により、宅地の拡散を防ぐことを考える。

### 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域が定められていない区域は、主に良好な居住環境を維持・保全していく区域とする。



一 凡 例 一	
---	都市計画区域
○	県庁・合同庁舎・市役所・役場
—	国道
---	国道（計画）
—	一般県道
—	河川
■ (Yellow)	住宅地
■ (Pink)	商業業務地
■ (Blue)	工業・流通用地
■ (Orange)	公共公益施設地
■ (Light Green)	優良な農地
■ (Dark Green)	その他自然

土地利用方針図（参考）

## 5. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定方針

都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

施設の整備にあたっては、誰もが暮らしやすいまちを目指して、ユニバーサルデザインの理念に基づき、安全で安心して利用できる都市施設の整備を図る。

### 1) 交通施設

#### 基本方針

##### ア. 整備の方針

県中地域生活圏と相双地域生活圏の各都市間の連携・交流を強化し、沿線都市の産業振興の基盤となる一般国道 288 号について、船引町市街地の整備と同調したバイパス整備を推進するとともに、本区域を東西に結ぶ生活道路でもあるため、歩行者の安全性の向上に努める。

また、中心市街地から南北に伸びる県道をはじめ中心市街地の骨格を形成する道路網については、ユニバーサルデザインなどを導入し、高齢化社会に対応した歩行空間の安全性及び快適性の向上を図る。

#### 主要な施設の配置の方針

本区域の骨格を形成する交通軸としては、東西方向の中心軸として一般国道 288 号を配置する。また、南北方向には、(一) 上移常葉線、(一) 常葉芦沢線を配置する。

中心市街地については、歩行者の安全性及び快適性の向上を図るため、歩行者空間の整備を推進する。

### 2) 下水道および河川

#### 基本方針

##### ア. 下水道の整備の方針

清潔で健康的な居住空間の形成を図り、阿武隈川水系上流域として流域全体の水質向上を図るため、下水道計画区域の着実な事業実施を推進する。

##### イ. 河川の整備の方針

本区域を東西に流れる阿武隈川水系大滝根川は、昔から身近な水辺の遊び場として親しまれてきており、親水性の高い河川空間の創造、隣接地への公園整備などと一体となった環境形成を河川改修の緊急性と調整を図り実施する。

### 主な施設の配置方針

#### ア．下水道

下水道の整備については、特定環境保全公共下水道として全体計画 196ha のうち人口集積の進む中心市街地から整備を進めて行く。

#### イ．河川

大滝根川の河川改修及び親水性の高い河川空間の整備については、洪水時の安全性を高めるため河道が大きく蛇行する箇所において、他市町村の河川改修の緊急性を鑑み、整備を推進する。

### 主な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備を予定する主要な施設については、以下のとおりとする。

#### ア．下水道

種 別		地区名等
流域下水道		大滝根川流域下水道（田村処理区）
公共下水道	流域関連	常葉町公共下水道
	単 独	

注)「整備」とは必ずしも完成予定に限るものではない。



県道常葉芹沢線より市街地を望む

## 6 . 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定方針

市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

公共施設の整備状況や土地利用状況を踏まえ、計画的かつ良好な市街地を一体的に整備する必要がある場合は、土地利用や道路、公園などの都市施設との総合性、一体性を確保しつつ市街地開発事業を実施する。



市街地航空写真

## 7. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定方針

自然的環境の整備又は保全に関する主要な都市計画の決定又は変更に関しては、次の方針に基づくものとする。

### 1) 基本方針

#### 公園緑地整備の基本的方針

日常生活においてうるおいとやすらぎを与える身近な施設として、公園・緑地の必要性が今後ますます高まることが予想され、本区域を東西に流れる大滝根川を基軸に、既存の公園・緑地、河川敷や新たな親水空間などを結び付ける、水と緑のネットワークを形成することにより、住民の日常的な欲求に広く応えることを考える。

また、常磐城跡である館公園（近隣公園）においては、丘陵地の自然地形にとけ込む緑の拠点として充実することを考える。

#### 自然環境保全の方針

本町のシンボルである大滝根山は、阿武隈高原中部県立自然公園の指定に基づき、将来にわたり森林の保全と育成を進めて行く。

また、阿武隈高地の森林は、林業の生産機能、土砂流出などの自然災害を防止する機能を有しているとともに、水源かん養の機能を有しており常葉町をはじめ阿武隈川流域共有の財産と位置付け、保全・育成を図ることを基本とする。

特に、奇岩が突起し春の若葉・ツツジ、秋の紅葉が美しい鎌倉岳、開放感あふれる草地高原が広がる松山、阿武隈高地を一望できる殿上山などの山々は、自然を保全することを前提に、広がりのある眺望や星空の観測など自然との触れ合いの場として活用する。

大滝根川は町の骨格となる川であり、ふるさとの河川として親水空間や緊急性に基づく河川改修を進める際には、河畔の植生、水中生物、水辺の鳥類などの生態系に十分配慮するものとする。

中心市街地や既成集落をとりまく農地は、河川沿いの水田、斜面の畑と丘陵地に囲まれた地形的個性を反映した農村景観として重要であり、農業振興策と合わせてその維持、保全を図る。

#### 景観形成の方針

##### ア. 市街地景観

昭和 31 年の大火により中心市街地の街並みが一新されており、街道筋の歴史を残す建築物はみられないが、道路整備に合わせた沿道建築物の景観形成を進め、新たな常葉町のイメージづくりを行うとともに、町内で盛んに行われている庭先などでの植栽を積極的に推進し、四季折々の花々が咲き誇るやすらぎある景観形成を推進する。

## イ．農村景観

人の営みによって創られた農村景観は、人の手が増え続けられることで守られたものであり、それ自体が人々にやすらぎを与える貴重な財産である。

本町では、農業従事者の減少とともに荒廃が進むことが予想されることから、都市住民との交流や連携の仕組みを構築し、農村景観の保全に努める。

## 2) 主要な公園緑地の配置方針

### 環境保全システムの配置方針

本区域を東西に流れる阿武隈川水系大滝根川は、南北の丘陵地に囲まれた谷地の低部に位置し、春の乾いた西風にうおいをもたらずなど、本町特有の東西方向の風の流れに重要な役割を持っている。

この大滝根川は、住民をはじめ阿武隈川流域住民の共通の財産であり、将来にわたり現在の流れを守り、また河畔の植生、水中生物、水辺の鳥類などの生態系に十分配慮し、住民生活との調和を図る。

### レクリエーションシステムの配置方針

本区域内においては、既存の都市公園、その他の公園や体育施設、自然地の分布、人口分布や交通の利便性、誘致圏、都市防災機能、生活環境保全機能などを踏まえ、大滝根川を基軸とした水と緑のネットワーク形成の視点から適正な都市計画公園、緑地の配置を行う。

### 景観構成システムの配置方針

中心市街地における一般国道 288 号整備後の沿道建築物やフラワーポットなどによる景観形成を、商店主や住民の協力のもと行政との協働で取り組む。

また、町内で盛んに行われている庭先などでの植栽を積極的に推進し、また公園や公共施設には積極的に地場の材料を活用したフラワーポットなどを配置し、四季折々の花々が咲き誇るやすらぎある景観形成を推進する。

## 3) 実現のための具体の都市計画制度方針

### 公園緑地等の整備目標及び配置方針の概要

公園については、概ね以下の方針に従い検討調査を進め整備を行う。

緑地名	整備、保全方策（地域地区等を含む）
街区公園	住居系市街地において、街区に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね 500m 四方に 1 箇所程度設置）
近隣公園	住居系市街地において、近隣に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね 1 km 四方に 1 箇所程度配置）
地区公園	住居系市街地において、徒歩圏内に居住する住民が容易に利用出来るよう確保を図る。 （従来の目安は概ね 2 km 四方に 1 箇所程度配置）